

第六二〇〇〇八四一 号

認定証

兵庫県尼崎市潮江一丁目二番一二号

株式会社ジエイアル西日本総合ビルサービス

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間 令和六年二月六日から
令和一年二月五日まで

大阪府公安委員会

